

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条1項の規定による大江都市計画事業河守土地区画整理事業の下記の表に記載する者に対する換地処分通知は、送付をすべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により当該通知書の送付に代えて、その内容が福知山市役所大江支所（京都府福知山市大江町河守285番地）に掲示されている。

平成24年9月14日

京都市長 門川 大作

送付を受けるべき者の氏名	判明している最後の住所
大槻 寅雄	京都市西京区川島栗田町43番地の17

（建設局都市整備部市街地整備課）